

都内に中小規模事業所を設置するみなさまへ

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく

「地球温暖化対策報告書」作成への協力について

平成 20 年 7 月に都民の健康と安全を確保する環境に関する条例が改正され、平成 22 年度から都内のすべての中小規模事業所[※]での地球温暖化対策を推進するため、「地球温暖化対策報告書」の提出が開始されました。

本条例では、事業者が取り組む温室効果ガスの排出量の把握などに他の事業者も協力することが規定されています。（条例第 5 条の 5 第 3 号）

事業所等の形態によっては、他者の協力がなければ地球温暖化対策報告書に記載する温室効果ガス排出量の算定の基となるエネルギー等の使用量などを十分把握できないことや、地球温暖化対策の実施が進まないことがあります。そのため、関係する事業者のみなさまにおかれましては、温室効果ガス排出量の把握に必要となるエネルギー等の使用量についての情報提供や地球温暖化対策の推進（省エネルギー対策の実施）について、当該事業所等における連携・協力を行うよう努めてください。

特に次に示す事業者の間では積極的な連携・協力が必要となります。

《東京都地球温暖化対策指針 第 2 編 第 2 2 及び第 5 5》

- テナントビル等の所有者と使用者
- 不動産信託における委託者、受託者、受益者及び当該信託物件について管理・運用又は指図の権限の委託を受けた者
- 建物の区分所有者や共同所有者
- 事業所等において実施する事業の委託者及び受託者
- 連鎖化事業における本部及び加盟者
- その他、事業活動において密接な関係を有する事業者

※中小規模事業所とは、燃料・熱・電気の使用量を原油に換算した合計量が、年間 1,500kl 未満の事業所等のことです。